

2 指定更新申請・変更届等の手続きについて

1. 指定有効期間と指定の更新

介護サービス事業者が基準等を遵守し、適切な介護サービスを提供しているかを定期的に確認するための仕組みとして指定に6年間の有効期間が設けられています。

介護サービス事業者は6年ごとに指定の更新を受ける必要がありますので、指定有効期間を確認の上、遺漏なく手続きを行ってください。

2. 更新手続きの流れについて

(1) 対象事業所へ通知の送付

指定有効期間の満了日が近づいている事業所あてに、指定更新案内と指定更新手数料納付書を郵送にて交付します。

通知は満了日の概ね2か月前を目途に送付いたしますが、1か月前が到来しても通知が届かない場合はお手数ですが介護保険課までご連絡ください。

案内には指定更新申請の申請期限及び必要書類の掲載されているホームページを記載していますので、ご確認の上、申請期限までに指定更新申請書類を提出してください。

申請手数料につきましては、同封の納付書以外での受付ができませんのでご了承ください。

(2) 指定更新申請書類の受理

指定更新申請時の申請書類チェックリストが、ホームページにて公開されています。提出される前に、申請書類の不足がないか確認をお願いします。

また、申請書類については事業所にて写しを作成してください。

申請書類の内容に疑義がある場合や補正を要する場合は、再提出や書類の補正を求めます。以下に再提出や書類の補正をお願いする場合の例を記載します。

【補正・再提出を求める例】

- ・指定に係る記載事項（各サービスごとの付表）、勤務形態一覧表、運営規程の人員体制における勤務形態の不一致
- ・資格証の写しの添付漏れ
- ・必要書類の不足

3. 指定更新通知書の交付

提出いただいた書類の確認後、事務決裁を経て指定更新通知書を送付します。指定更新通知書及び申請書類の写しは各事業所での保管をお願いします。

【留意事項】

- ①指定更新手続きを行わないと、指定事業所として本市の被保険者に対する保険給付の代理受領ができなくなります。
- ②本市以外の市町村の被保険者が利用している場合、当該市町村（保険者）に対しても指定更新手続きを行う必要があります。指定更新手続きを行わないと利用が出来なくなり、①と同様に当該被保険者に対する保険給付の代理受領ができなくなります。

③事業所の休止届を提出している場合、指定更新申請をすることができません。指定更新申請までに再開届を提出し、事業を再開してください。再開届の提出後、指定更新の申請がない場合も指定が失効し、事業の再開ができなくなりますのでご注意ください。

4. 変更の届け出

(1) 変更届出書の提出について

地域密着型サービス事業者は、厚生労働省令で定める事項に変更が発生した場合、変更の発生日から10日以内に変更届出書を提出する必行があります。

変更届は管理者が一元的に管理を行うべきもののひとつですので、適切な届け出を継続して行える体制を確保するようにしてください。ホームページにて変更事項と、それに対応する必要な添付書類を公開しておりますので、ご確認いただいた上で、提出をお願いします。

①主に届け出が必要な変更事項（法人）

- ・申請者の名称及び主たる事務所の所在地
- ・代表者の氏名、生年月日、住所、職名
- ・登記事項証明書又は条例等
- ・役員の名、生年月日、住所

②主に届け出が必要な変更事項（事業所）

- ・事業所の名称及び所在地
- ・事業所の平面図及び設備の概要
- ・管理者の氏名、生年月日、住所
- ・運営規程
- ・地域密着型サービス費の請求に関する事項

(2) 加算の届け出について

加算の届け出は、加算算定を始める前月15日までに提出をお願いします。15日を超える場合は加算の算定開始は届け出を出していただいた2か月後になります。

また、加算の算定要件を満たさなくなった場合や、減算が発生する場合は速やかに届け出を行ってください。

処遇改善加算及び特定処遇改善加算を取得する事業所は、前年度と同じ加算を取得する場合であっても、毎年処遇改善加算届の提出が必要となります。期限までに届け出がない事業所は加算の取得ができません。実績報告がない事業所に関しても同様の対応となりますので、ご注意ください。

なお、令和2年度向けの処遇改善加算及び特定処遇改善加算の提出期限は、令和2年4月15日となっております。

5. 本市以外の市町村への届け出について

指定更新申請及び加算の算定については、当該市町村に対して届け出が必要となります。

また、厚生労働省令で定める事項の変更については、当該市町村に対して変更届の提出が必要とな

る場合があります。

詳しくは、当該市町村へ確認し、遺漏なく手続きするようにしてください。